

# 朝鮮学校の置かれている状況 —＜日本の現実＞の中で、その歴史と現在—

佐野通夫（こども教育宝仙大学）

## I. 日本植民地教育政策の展開

1905年11月 「第二次日韓協約」（「乙巳保護条約」）

「1910年の『併合』後、朝鮮で行われた日本の植民地支配の前提となるようなものが、すべてこの過程でできている」（朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史』三省堂、1974年、194ページ）

民衆の間では「子供を普通学校に入れると男の子は卒業後内地に連れて行って兵隊にして鉄砲の玉除けにするのだ。女子は内地に連れて行ってカルボ〔売春婦〕に売るのだ」という言葉が囁かれ、入学勧誘も困難（杉崎綱五郎「感慨無量」『朝鮮』第85号、1922年3月、272ページ）

1910年8月 「韓国併合に関する条約」

翌1911年8月23日 勅令第229号「朝鮮教育令」

第1条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル

第2条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル臣民ヲ育成スルコトヲ本義トス

第3条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ

日本人の小学校6年に対し、朝鮮人の普通学校は4年、今までの高等学校を改めた高等普通学校を4年とし、専門学校を含めても、11～12年の教育

朝鮮総督府の作った教育制度の目的：日本統治下の社会において、短い教育年限によって日本人より低い資格とし、日本人の下で日本語を話す、補助としての植民地人を養成

1919年3月1日 3・1独立運動→「文化政治」

1920年 普通学校の6年制への延長：6年制となった普通学校は3分の1程度

1922年 「（第2次）朝鮮教育令」

1934年 「簡易学校」開設。10歳で入学、2年間で日本語と農業を教え込む  
（1933年5月末現在における普通学校就学率、推定学齢児童数に対し2割弱）

1937年「皇国臣民の誓詞」

皇国臣民ノ誓詞（其ノ一）—小学校児童用

- 1 私共ハ 大日本帝国ノ臣民デアリマス
- 2 私共ハ 心ヲ合セテ 天皇陛下ニ忠義ヲ尽シマス
- 3 私共ハ 忍苦鍛練シテ 立派ナ強イ国民トナリマス

皇国臣民ノ誓詞（其ノ二）—中等学校以上および一般用

- 1 我等ハ皇国臣民ナリ 忠誠以テ君国ニ報ゼン

- 2 我等皇国臣民ハ 互ニ信愛協力シ 以テ団結ヲ固クセン
- 3 我等皇国臣民ハ 忍苦鍛練カヲ養ヒ 以テ皇道ヲ宣揚セン

1938年 (第3次) 朝鮮教育令：学校名称を小学校、中学校、高等女学校に統一  
この改正は「陸軍特別志願兵制度」と対にして出されている。そしてこの「志願兵制度」は、朝鮮総督府『施政三十年史』（1940年）においては、教育の項に収められている

1939年 「創氏改名」公布

1944年 「徴兵制度」

1942年 教育審議委員会決定、1946年からの義務教育制度実施を宣言

「僕、こんなものを考へただけと……」  
 「國語札の提唱」である。子供達は、その名案に躍り上るやうに拍手を送った。彼の名案は次のやうだ。  
 「夫々の持主の名前を書いた札を皆に十枚宛渡しておく。若し朝鮮語を使ったものがあたら、それを聞いた者が直ちに一枚取上げる。一度に一枚の割である。その一枚には一錢宛の罰金を付けておく、一週間を単位にしてこれは必ず持主に返す。  
 これは確かに名案であつた。この珍しいしかも新しい國語生活の強制法に、三年生は皆一様に感心してしまつて、誰一人異議を唱へるものもなく、しんと静まりかへつたまゝこの名案を反芻してゐたが、やがて、いつも授業料を滞る崔致徳が「一錢は高いなア」と呟いたので、それを聞くと李恩千はすかさず、  
 「だから使はなかつたらいいよ。」  
 このまゝこれは決定されてしまつた。  
 その日運くまで残つた數名の委員達は、たうとう國語札數百枚を作り上げ、その上「國語を使ふこと」といふ小さな規約まで纏めて、ほの／＼と明るい希望を交し合つた。  
 「あした日曜だから先生の所へ行つてこのお話しよう。」

飯田彬『半島の子ら』75～76 ページ



1947年4月12日 文部省学校教育局長「朝鮮人児童の就学義務の件」（朝鮮人は日本国籍であるから日本の学校に就学せよ）

1947年5月2日 外国人登録令施行

第11条 台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす。

1948年1月24日（官学5号、学校教育局長発、文部省大阪出張所長、都道府県宛通達）

朝鮮人設立学校の取り扱いについて

8月29日文大出第152号で御照会のことについては左記のように回答する。

記

1、現在日本に在留する朝鮮人は昭和21年11月20日付総司令部発表により、日本の法令に服しなければならない。

従って、朝鮮人の子弟であっても学齢に該当する者は、日本人同様市町村立又は私立の小学校、又は中学校に就学させなければならない。又私立の小学校の設置は学校教育法の定めるところによって、都道府県監督庁（知事）の認可を受けなければならない。学齢児童又は学齢生徒の教育については各種学校の設置は認められない。

私立の小学校及び中学校には教育基本法第8条（政治教育）のみならず設置廃止、教科書、教科内容等については学校教育法における総則、ならびに小学校及び中学校に関する規定が適用される。なお、朝鮮語等の教育を課外に行うことは差し支えない。

2、学齢児童及び学齢生徒以外の者については各種学校の設置が認められ、学校教育法第83条及び第48条の規定が適用される。

3、前2項の趣意を実施する為、適切な措置を講ぜられたい。

3月以降 朝鮮学校に対する閉鎖命令が出される。

4月24日 閉鎖命令に対する抵抗運動が阪神教育闘争として闘われる。これに対し、GHQは「非常事態宣言」を発し、朝鮮人の一斉検挙を行なう。

4月26日 大阪における抗議集会で16歳の朝鮮人少年が射殺される。

1948年5月5日

在日朝鮮人教育対策委員会代表と文部省当局との間における覚書

1、朝鮮人の教育に関しては教育基本法及び学校教育法に従うこと。

2、朝鮮人学校問題については私立学校として自主性が認められる範囲内において、朝鮮独自の教育を行うことを前提として、私立学校として申請すること。

昭和23年5月5日

文部大臣

森戸 辰男

朝鮮人教育対策委員会責任者

崔 容 根

立会人 在日本朝鮮人聯盟中央総本部文教部長

元 容 徳

1948年8月15日／大韓民国成立

1948年9月9日／朝鮮民主主義人民共和国成立

1949年4月4日／団体等規正令公布施行

1949年9月8日

団体等規正令の適用第1号として**朝連**など4団体に**解散命令**が出される。

1949年10月12日 閣議決定

- 1、朝鮮人子弟の義務教育はこれを公立学校において行うことを原則とすること。
- 2、義務教育以外の教育を行う朝鮮人学校については厳重に日本の教育法令その他の法令に従わせ、無認可学校はこれを認めないこと。
- 3、朝鮮人の設置する学校の経営等は自らの負担によって行われるべきであり、国又は地方公共団体の援助は、1の原則から当然その必要がないこと。

10月13日 文部省管理局长、法務府特別審査局长「朝鮮人学校に対する措置について」  
上記閣議決定に基づき、朝鮮人学校の閉鎖を指令。しかし、「朝鮮人子弟の義務教育はこれを公立学校において行」われず、各自治体は在日朝鮮人の子どもたちの入学を拒否、閉鎖した朝鮮人学校を「公立朝鮮人学校」と看板を書き換え、そこに収容した。

1949年11月15日（文部省次官通達 文管庶69号関連）

朝鮮人私立各種学校の設置認可について

現存する朝鮮人学校を各種学校として設置認可申請をしてきた場合の取り扱いは、10.13文管庶69通達（朝鮮人学校に対する措置について）及びその措置細目に従い措置されたいが、なお左記の諸点に留意されたい。

記

- 1、旧朝連の財産及びそれと疑われる施設を利用する各種学校は、これを認めないこと。
- 2、いつでも必要と認める場合、監督庁の係員の現地調査を拒み、妨げ又は忌避しないこと。
- 3、旧朝連の主義主張、行動を宣伝、支持するような一切の傾向を払拭させること。
- 4、校長、教員の採用については団体等規制令に抵触しないこと。

1952年4月28日 法務府民事局長通達

条約発効の日から…朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本国籍を喪失する

この通達により、朝鮮人は日本国民でなくなったとされ、接収されて「公立朝鮮人学校」とされていた学校に「公費」を負担する理由がないとされ、各学校は自主学校として運営される。その結果、多くの在日朝鮮人の子どもたちが不就学となる。

1952年4月30日

戦傷病者戦没者遺族援護法施行 国籍条項（適用は日本国籍を有する者のみ）

1953年2月11日（文部省初等中等局長通達 文初財74号）

朝鮮人の義務教育諸学校への就学について

①朝鮮人子女の就学については従来日本の法令が適用されすべて日本人と同様に取り扱わ

れてきた。しかるに平和条約の発効以降は在日朝鮮人は日本の国籍を有しないこととなり、法令の適用については一般の外国人と同様に扱われることとなった。

②しかし、朝鮮人については従来からの特別の事情もあるので、さし当り次の措置を取ることが適当と考える。

(ア) 日韓友好の精神に基づき、なるべく便宜を供与することを旨とすること。

(イ) 教育委員会は朝鮮人の保護者からその子女を義務教育学校に就学させたい旨の申し出があった場合には日本の法令を遵守することを条件として、就学させるべき学校の校長の意見を徴した上で、事情の許す限りなお従前通り入学を許可すること。

(ウ) 従って学令簿に記載する必要はないし、就学履行の督促という問題もなく、なお外国人を好意的に公立の義務教育学校に入学させた場合には義務教育無償の原則は適用されない。

1965年12月18日 日韓条約発効（署名は1965年6月22日）

1965年12月28日（文部事務次官発、各都道府県教育委員会、各都道府県知事宛 文初財第464号）

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位および待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位および待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）は、昭和40年12月18日条約第28号をもって公布され、昭和41年1月17日から効力を発生します。

この協定における教育関係事項としては、協定第4条に、協定第1条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（以下、「永住を許可された者」という。）に対する日本国における教育に関する事項について、日本国政府は妥当な考慮を払うものとするのが規定されており、妥当な考慮の内容としては、合意議事録の同条に関する部分において、日本国政府は、永住を許可された者が日本国の公の小学校または中学校へ入学を希望する場合には、その入学が認められるよう必要と認める措置を執り、および日本国の中学校を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を認めることが明らかにされています。

ついで、下記事項に御留意の上、日韓両国民の相互理解と親和の促進の見地も配慮して、事務処理に遺漏のないようにお取り計らい願います。

なお、貴管下の関係機関および学校に対してよろしく御指導ください。

記

1、協定の実施に伴う事項

(1) 公立の小学校および中学校関係

ア. 公立の小学校または中学校への入学の取り扱い

イ. 入学手続きの取り扱い

ウ. 学校の指定の取り扱い

(2) 高等学校への入学資格関係

2、協定の実施に関する事項

(1) 授業料等の扱い関係

ア. 授業料は徴収しないものとする。

イ. 教科用図書の無償措置の対象とするものとする。

ウ. 就学援助措置（学用品またはその購入費、通学に要する交通費、修学旅行費、教科用図書またはその購入費、寄宿舎居住費、医療費、学校給食費および日本学校安全教会の共済掛金に係る援助措置）についても、日本人子弟の場合に準じ、同様の扱いとするものとする。

(2) 盲学校、ろう学校および養護学校関係

ア. 小学部および中学部に係る扱い

イ. 高等部に係る取り扱い

3、永住を許可された者以外の朝鮮人の教育上の取り扱いに関する事項

永住を許可された者以外の朝鮮人についても、わが国の公立の小学校または中学校において教育を受けることを希望する場合には、永住を許可されたものと同様に 1 および 2 に掲げる内容の取り扱いとすること。

4、教育課程に関する事項

学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍する永住を許可された者およびそれ以外の朝鮮人の教育については、日本人子弟と同様に取り扱うものとし、教育課程の編成・実施について特別の取り扱いをすべきでないこと。

1965 年 12 月 28 日（文部事務次官発、各都道府県教育委員会、各都道府県知事宛 文管振第 210 号）

朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて

わが国に在住する朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについては、従来から格別のご配慮をわざわざしてきたところではありますが、これについては、下記により取り扱うべきものと考えますので、その趣旨を御了知の上、事務処理に遺漏のないように願います。

1、朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の取り扱いについて

わが国に在住する朝鮮人子弟の教育上の取り扱いについては、従来もわが国の公立の小学校または中学校において教育を受けることを希望する場合には、その入学を認め、今後とも別途「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について（昭和 40 年 12 月 28 日文初財第 464 号文部事務次官通達）」によりその入学を認めることとなったが、このことは、朝鮮人子弟にわが国の公立学校において特別な教育を行うこと認める趣旨でないことはいうまでもないところである。

しかるに、朝鮮人のみを収容する、大部分の公立の小学校分校の実体は、教職員の任命・構成、教育課程の編成・実施、学校管理等において法令の規定に違反し、極めて不正常的な状態にあると認められるので、次によって、適切な措置を講ずること。

(1) これらの朝鮮人のみを収容する公立の小学校分校については、法令に違反する状態の是正その他学校教育の正常化されると認められない場合には、これらの分校の存続について検討すること。

(2) これらの公立の小学校分校における学校教育の実態が改善され、正常化されると認められない場合には、これらの分校の存続について検討すること。

(3) なお朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校およびこれらの学校の分校または特別の学級は、今後設置すべきではないこと。

2、朝鮮人のみを収容する私立の教育施設（以下「朝鮮人学校」という。）の取り扱いにつ

いては、次によって措置すること。

(1) 朝鮮人学校については、学校教育法第1条に規定する学校の目的にかんがみ、これを学校教育法第1条の学校として認可すべきではないこと。

(2) 朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでないこと。

なお、このことは、当該施設の教育がわが国の社会に有害なものでない限り、それが事実上行われることを禁止する趣旨でない。

(3)すでに学校教育法第1条の学校又は各種学校として認可されている朝鮮人学校の取り扱いについては検討を要する問題もあるが、さしあたり、報告、届出等の義務の励行等法令を遵守した適正な運営がなされるよう留意するとともに実体の把握につとめること。

なお朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもっぱら収容する教育施設の取り扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的扱いをはかりたいと考える。

★2006年6月1日福島瑞穂参議院議員の質問主意書に対し、昭和40年12月28日文管振第210号事務次官通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」は地方分権一括法の施行によって現在は効力を失っているとの回答が出されている。しかし、同通達に盛り込まれている「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められない」という立場については、回答はなされず、その内容は現在尚、文科省行政の中に生き続けていると判断される。(2003年4月、大島議員質問主意書への答弁)

しかし、各地方自治体では朝鮮学校を各種学校として認可した。

1966年1月17日

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定発効(署名は同じく1965年6月22日)

1968年3月12日 外国人学校法案。以後、1972年まで数度にわたり上程、不成立

(目的)

第1条 この法律は、外国人学校の制度を設けることにより、わが国に居住する外国人に対する組織的な教育活動が国際的な友好関係の増進に寄与するとともに、その自主的な教育がわが国の利益と調和を保ちつつ発展することができるようにすることを目的とする。

(外国人学校)

第2条 もっぱら外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)を対象として次の各号に該当する組織的教育を行う施設は、外国人学校とする。

- 1 修業年限が1年以上である事。
- 2 授業時数が政令で定める授業時数以上であること。
- 3 教育を受ける者が常時40人以上であること。

(外国人学校の教育)

第3条 外国人学校においては、広く国際的な友好関係の増進に寄与することを旨として、その自主的な教育が行われるものとする。

2 外国人学校においては、わが国と外国との間における理解及び友好関係を著しく阻害



し、又はわが国の憲法上の機関が決定した施策をことさらに非難する教育その他わが国の利益を害すると認められる教育を行ってはならない。

(設置者)

第4条 外国人学校は、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

- 1 外国人学校を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
- 2 経営者が外国人学校を運営するために、必要な知識又は経験を有すること。
- 3 経営者が社会的信望を有すること。

(校長及び教員)

第5条 外国人学校には、校長及び教員を置かなければならない。

2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の規定は、前項の校長及び教員について準用する。

\*学校教育法第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(設置等の認可)

第6条 外国人学校の設置、廃止、設置者の変更及び目的の変更は、政令で定めるところにより、文部大臣の認可を受けなければならない。

- 2 文部大臣は、外国人学校の設置の認可の申請があったときは、申請の内容が第2条から前条までの基準に適合するかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならない。
- 3 前項の規定は、外国人学校の設置者の変更及び目的の変更の認可について準用する。
- 4 文部大臣は、第1項の認可をしない処分をしようとするときは、あらかじめ、申請者に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 5 文部大臣は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知しなければならない。

(届出)

第7条 外国人学校の設置者は、その設置する外国人学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、文部大臣に届け出なければならない。

(是正命令)

第8条 文部大臣は、外国人学校についてこの法律又はこの法律に基づく命令の違反があったときは、該当外国人学校の設置者に対して、違反の是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(閉鎖命令)

第9条 文部大臣は、外国人学校の設置者が前条の規定に基づく命令に違反した場合その他外国人学校について重大な法令の違反があった場合において、第1条に定める目的の達成を著しく阻害するためやむを得ない必要があると認められるときは、その設置者に対し

て、該当外国人学校の閉鎖を命ずることができる。

2 文部大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、該当外国人学校の設置者に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 文部大臣は、第1項の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもって該当外国人学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 文部大臣は、第1条に定める目的を達成するために必要があるときは、その必要な限度において、外国人学校に対して報告させ、又は前2条の規定による権限を行う必要があると認めるときは、当該職員に、外国人学校に立ち入り、その運営の状況若しくはその帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定は、次条第1項の施設につき文部大臣が同条第2項の規定による命令をするため必要があると認める場合に準用する。

3 当該職員は、前2項の規定により、立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(教育の中止命令等)

第11条 文部大臣は、外国人学校の施設が第2項の教育を行うものと認める場合には、当該施設の設置者に対して、一定の期間内に外国人学校の設置の認可を申請すべき旨を勧告する事ができる。ただし、その期間は、1月を下ることができない。

2 文部大臣は、前項の施設の設置者が同項の規定による勧告に従わず引き続き第2条の教育を行っているとき、又は外国人学校の設置の認可を申請したがその認可を得られなかった場合において引き続き同条の教育を行っているときは、当該設置者に対して、教育をやめるべき旨を命ずることができる。

3 第9条第2項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(権限の委任)

第12条 文部大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定するその権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

(罰則)

第13条 第9条第1項又は第11条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは禁錮又は1万円以下の罰金に処する。

第14条 第10条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5000円以下の罰金に処する。

理由

もっぱら外国人を対象とする組織的な教育施設の特異性にかんがみ、新たに外国人学校制度を創設する必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

1975年、学校教育法改正により各種学校から切り離して、専修学校制度が定められる。しかし、外国人学校は(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)という当時の第82条の2の規程により、

専修学校とは認められない。この後、専修学校は進学上の位置づけなどを獲得していくが、外国人学校は取り残されていく。

- ・各種学校扱いのため、同年齢の子どもたちが購入する通学定期が購入できない。
- ・同じくスポーツ大会からも排除されていたが、**1991年3月**、全国高等学校野球連盟、**1994年3月**、全国高等学校体育連盟、**1997年度**、全国中学校体育連盟が大会参加を認めるようになる。

#### 1984年11月

**国籍法改正**により男女両系主義が取られる。これまで日本人父・外国人母の場合のみ、子は日本国籍を取得し、逆の場合は日本国籍を得られなかったが、そのいずれの場合も子どもは日本国籍を取得することとなった。

#### 1989年

**入管法改正**、「定住者」という形で「日系人」を就労のできる外国人として移入。

**1991年1月30日**（文部省初等中等教育局長 菱村幸彦発、各都道府県教育委員会教育長宛 文初高第69号）

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における  
教育関係事項の実施について（通知）

「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」（昭和41年1月17日発効）に基づく日本国に居住する大韓民国国民（以下「在日韓国人という」という。）の法的地位及び待遇に関する協議において、このたび、別紙のとおり「覚書」に署名がなされました。

このうち、教育関係事項（「覚書」記3関係）としては、現在地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるよう日本国政府として配慮すること（記3（1））及び保護者に対し就学案内を発給することについて全国的な指導を行うこととすること（記3（2））があります。

ついては、下記事項に御留意の上、日韓両国民の相互理解と友好親善の促進の見地に配慮しつつ、よろしくお取り計らい願います。

なお、貴管下の関係機関及び学校に対してもよろしく御指導ください。

記

##### 1 学校の課外における韓国語等の学習の取り扱い

「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」（昭和40年12月28日付け文初財464号）の記4は、学校教育法第1条に規定する学校（以下「学校」という。）の正規の教育課程に関するものであり、学校に在籍する在日韓国人に対し、課外において、韓国語や韓国文化等の学習の機会を提供することを制約するものではないこと。

##### 2 就学案内

市町村の教育委員会においては、公立の義務教育諸学校への入学を希望する在日韓国人がその機会を逸することのないよう、学校教育法施行令第5条第1項の就学予定者に相当する年齢の在日韓国人の保護者に対し、入学に関する事項を記載した案内を発給すること。なお、平成3年度の入学についても、この趣旨に沿って適切に配慮すること。

### 3 在日韓国人以外の外国人の取り扱い

在日韓国人以外の日本国に居住する日本国籍を有しない者についても、上記1及び2の内容に準じた取り扱いとすること

#### 別紙

(1991年日韓外相覚書 教育関連部分のみ)

### 3 教育問題については、次の方向で対処する。

(1) (1) 日本社会において韓国語等の民族の伝統及び文化を保持したいとの在日韓国人社会の希望を理解し、現在、地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるよう日本国政府として配慮する。

(2) (2) 日本人と同様の教育機会を確保するため、保護者に対し就学案内を発給することについて、全国的な指導を行うこととする。

4 公立学校の教員への採用については、その途をひらき、日本人と同じ一般の教員採用試験を認めるよう各都道府県を指導する。この場合において、公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、身分の安定や待遇についても配慮する。

### 1991年11月1日

「特別永住者」制度施行、これまで代が下るにつれて不安定になっていた在日朝鮮人の在留資格を「特別永住」という形で一本化。

### 1996年8月

文部省学術国際局「下関朝鮮初中級学校の指定寄付金について」と題する見解

#### 1. 概要 (略)

#### 2. これまでの指定寄付金の取り扱い

各種学校の指定寄付金については、「いわゆる学校教育法1条校の行う教育に相当する内容の教育を行うこと及びその教育を行うことについて相当の理由があると所轄庁（都道府県知事）が認めること等」が要件となっており、これまでインターナショナルスクール及び東京韓国学園のみに適用されている。

朝鮮人学校については、昭和40年（1965年）の文部事務次官通達で、「朝鮮人として民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでない、と各都道府県に対して指導してきた。（現在、ほとんどの朝鮮人学校が都道府県から各種学校として認可されており、行政としてはこうした現実を踏まえた対応を行っているがこれをもって文部省として朝鮮人学校を各種学校として積極的に認めているわけではない）

このため、朝鮮人学校に係わる指定寄付金の取扱については、大蔵省告示にいう「その教育を行うことについて相当の理由があるものと所轄庁が認めること」は適当でないとしたところ。

#### 3. 対応方針案

文部省としては、昭和40年の事務次官通達の内容の変更は特に行っておらず、また新た

に方針を変更する状況にはないと認識。したがって仮に山口県から大蔵省に対して副申の提出があった場合は、大蔵省及び関係者に対して上記の文部省の考えを説明し適切に対応してまいりたい。

**2003年** 文科省は欧米系の外国人学校のみならず大学受験資格を与えるという政策を打ち出した。欧米系の学校のみならずということに対する多くの反対の中で、当初文科省が予定した欧米系学校のほか、その外国人学校の「本国」で大学受験資格を認められている学校まで広げられ、多くのブラジル学校のほか、韓国学園、そして国交のない台湾系の中華学校まで大学受験資格を認められることとなった。しかし、同じく国交のない朝鮮学校は「本国」による認定ができないという「理屈」で各大学による個別審査によって大学受験資格が認められることとなった（このため、2006年、玉川大学は朝鮮学校卒業生の受験を拒否した）。

**2009年7月**

**入管法改正**、2012年から外国人登録法を廃止し、在留カードによる管理により、在留資格のない外国人が生活できないようにすることを図る。

**2009年**、民主党政権が「高校無償化」を掲げる。公立高等学校は授業料の不徴収、私立の同等機関は「就学支援金」を支給することによって、これらの学校に通う子どもたちの経済的負担を軽減しようとするものであり、対象となる学校は高校、高専、特別支援学校のほか、専修学校、各種学校まで含むというものであった。

**2010年6月16日**

**戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法、国籍条項**

**2010年2月**、各種学校の認可を受け、高校無償化法案からは当然に無償化の対象となる朝鮮学校を外せという声が挙がる。当初は「教育内容が分からない」などという表現を使った。しかし、無償化法案が対象としている専修学校、各種学校には、みな高校のような「学習指導要領」はない（「1条校」と言われる高等専門学校にもない）。

**4月30日**、「高校無償化」の対象となる外国人学校が告示されても、朝鮮高校のみは除外され、専門家会議による検討を経るということになる。

**8月30日**、専門家の名前も公表されないまま、専門家会議の報告がなされる。

報告前の8月26日、首相が文科相に対し「党の意見もしっかり踏まえて丁寧な手続きを進めてほしい」と指示。これを受け、北朝鮮の拉致問題を担当している内閣部門会議と共催の形で、専門家の報告書を検討することになった。それまで日本国政府は「教育内容が高校程度であるか」を検討するということを建前とし、「外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものである」ということを「政府の統一見解」としていた（3月12日衆議院・文部科学委員会）。その建前すらかなぐり捨てての「政治問題化」であり、8月末までに判断するといった約束をも破棄している。

**11月5日**にようやく朝鮮学校が指定されるべき規程が明らかにされ、各学校には11月30日までに申請書を出させることとなった。

**11月23日**、米韓による朝鮮付近での「演習」という緊張造成の中、韓国が自国領と主張する地域への朝鮮による砲撃が起こった。砲撃と子どもたちとは何の関係もないにもかかわらず、首相は審査手続きを中断するという指示を出した。

11月30日、各学校は申請期限のこの日までに申請を終え、通常であればすでに学校の指定がなされ、受給権者である子どもたちの申請がなされなければならない2010年末においても指定がなされず、2010年、2012年度の卒業生は「高校無償化」の適用を受けなかった。

さらにはこの差別の風潮に便乗して、長い間の運動によって築き上げられてきた地方自治体による朝鮮学校への補助金を停止する知事たちが現れた。大阪や、補助金自体は支給することにはしたが神奈川等の自治体では、これまでその「法的拘束力」が問題とされ続けてきた「学習指導要領」と朝鮮学校の教育内容の対比が無理やりに行なわれている。当然ながら、朝鮮学校での「国語科」は日本語ではなく朝鮮語である。「歴史科」や「社会科」もそのように内容が異なるのが当然である。「学習指導要領」に基づいた教育が押し付けられるなら、民族教育として存在している意味がない。一貫して同化政策が取られてきたなかで、在日朝鮮人の子どもが日本の学校に通っても朝鮮語や民族心を身につけることは難しい。政府は、外国人学校や民族学校を制度的に保障すべきである。

2003年の措置によって大学受験資格を認められている（ということは高等学校に相当する課程を持っていると認められているということである）ブラジル学校が、各種学校ではないという理由をもって、この無償化措置から排除されている。